

1. 見舞金（第二回）のお支払いについて

見舞金の第二回として、志賀町、七尾市に事業所のある支所・出張所（以下に記載）に所属する正組合員（本年1月1日時点）に対し、見舞金（2万円）をお支払いします。なお、見舞金を受け取られる前にお亡くなりになられた場合は、ご遺族を代表する方にお支払いします。

見舞金のお支払いは、水揚精算口座等への振込みとさせていただきます。

水揚精算口座をお持ちでなく、現金でのお受け取りを希望する方は、所属する支所、もしくは本所窓口へお越しください。なお、その際、写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード）をお持ちください。

高浜支所、志賀支所、福浦港出張所、富来湾出張所、西海支所、  
七尾西湾出張所、七尾支所、ななか支所、佐々波支所

このお知らせは、石川県漁業協同組合のホームページ、Facebook、X（旧 Twitter）でも公開しており、今後も新たな情報があり次第、随時お知らせを更新していきます。